

令和2年度 宇部市保育料月額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層			保育料（月額、単位：円）				
区分	定義		3歳以上児	3歳未満児		3歳以上児	
			教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯			0	0		
B	1	ひとり親・在障（注1）		0	0		
	2	A及びD階層を除き、市民税非課税世帯 上記以外		0	0		
C1	1	ひとり親・在障		5,500	5,450		
	2	A及びD階層を除き、市民税が均等割のみの世帯 上記以外		0	0		
C2	1	ひとり親・在障		12,000	11,800		
	2	市民税所得割額が48,600円未満の世帯 上記以外		6,000	5,900		
D1	1	ひとり親・在障		6,500	6,400		
	2	市民税所得割額が48,600円～60,999円 上記以外		0	0		
D2	1	ひとり親・在障 ※ 61,000円～77,101円未満		14,000	13,800		
	2	上記以外		7,000	6,900		
D	3	市民税所得割額が61,000円～77,100円 上記以外		8,000	7,900		
	4	市民税所得割額が77,101円～96,999円 上記以外		22,000	21,700		
D	5	市民税所得割額が97,000円～126,999円 上記以外		11,000	10,850		
	6	市民税所得割額が127,000円～168,999円 上記以外		9,000	8,900		
D	7	市民税所得割額が169,000円～197,999円 上記以外		30,000	29,500		
	8	市民税所得割額が198,000円～300,999円 上記以外		15,000	14,750		
D	9	市民税所得割額が301,000円～396,999円 上記以外		30,000	29,500		
	10	市民税所得割額が397,000円～ 上記以外		38,000	37,400		
D	11	市民税所得割額が127,000円～168,999円 上記以外		19,000	18,700		
	12	市民税所得割額が169,000円～197,999円 上記以外		44,000	43,300		
D	13	市民税所得割額が198,000円～300,999円 上記以外		52,000	51,200		
	14	市民税所得割額が301,000円～396,999円 上記以外		26,000	25,600		
D	15	市民税所得割額が397,000円～ 上記以外		61,000	60,000		
	16	市民税所得割額が397,000円～ 上記以外		30,500	30,000		
D	17	市民税所得割額が397,000円～ 上記以外		70,000	68,900		
	18	市民税所得割額が397,000円～ 上記以外		35,000	34,450		
D	19	市民税所得割額が397,000円～ 上記以外		70,000	68,900		
	20	市民税所得割額が397,000円～ 上記以外		35,000	34,450		

幼児教育・保育無償化対象

幼児教育・保育無償化対象

↑
幼稚園・認定こども園など

↑
保育園・認定こども園・小規模保育施設

- ※ 上記区分による年齢は4月初日時点の年齢です。入園時点での年齢ではありません。
また、年度の途中で誕生日を迎えられても年度中は、区分は変わりません。
- ※ 保育料は、4月～8月までは前年度市民税額、9月～3月までは当年度市民税額により決定されます。（住宅取得特別控除、配当控除、電子申告控除などの税額控除がある場合、税額控除前の税額が基準となります。）

月額表の見方

上段	1人目
中段	2人目
下段	3人目以降

保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設等を利用している子どもの順位。

（注1）在障 → 該当される場合は、状況を確認できる書類（手帳の写し等）を提出してください。

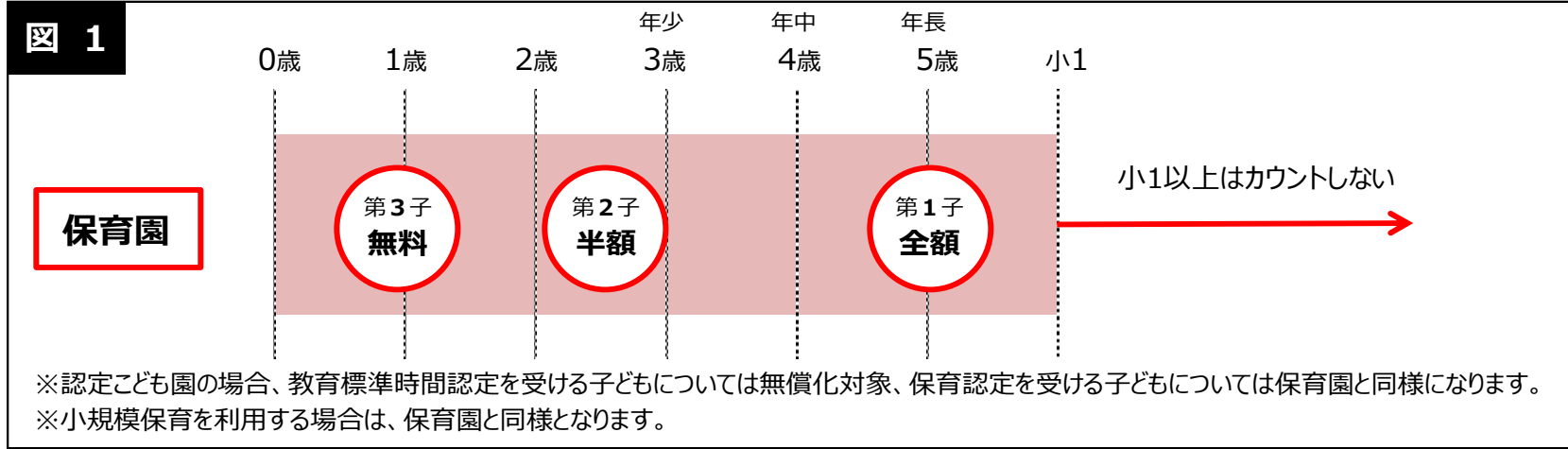
- 「在宅障害児（者）のいる世帯」をいう。「在宅障害児（者）のいる世帯」とは次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
1. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 3. 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 4. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

多子世帯の保育料軽減について

保育園や認定こども園等にきょうだいが **同時入園** する場合、最年長は全額、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

- 小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合（成長して小1以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。



平成28年度より多子世帯の保育料軽減が拡充されました！

保育園や認定こども園等にきょうだいが **同時入園しない** 場合でも、**市民税所得割額** によっては、**保育料が減額**されます。

(例) C2階層で、同時に2人（0歳児、3歳児）が保育園に入園し、小学5年生のきょうだいがいる世帯

3歳児 14,000円 → 7,000円に減額
0歳児 7,000円 → 0円に減額

保育園の場合		
階層	第2子	第3子以降
B	無料	
C1	半額	無料
C2		
D1	全額	無料
D2		
D3	全額	半額
↵		
D8		

市民税所得割額 57,700円未満

減免について

下記の要件に該当される場合には、保育料が減額となることがあります。詳しくは、保育幼稚園学童課までお問い合わせください。

- 申請期間
随時。原則として申請月の翌月からの適用となります。
- 申請先
宇部市保育幼稚園学童課
- 必要なもの
関係書類・印鑑

該当区分	世帯の内容	関係書類等
B階層	特に困窮している世帯 生活保護法に定める要保護者等、特に生活に困窮している世帯	給与明細等収入が分かるもの(直近3か月分)、その他(家賃証明書等)
要件に該当される全ての世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● H31(R1)R2年にひとり親家庭となった場合 ● 未婚のため、税法上の寡婦控除が受けられない場合 ● 会社都合により失業した場合 ● 事故、病気、災害等により、収入に大幅な減少があった世帯 ● 疾病により家計負担が増大した世帯 	雇用保険受給資格者証、給与明細等収入が分かるもの(直近3か月分)等、収入の減少を証する書類

令和2年度保育料口座振替納期限日について

保育料は原則口座振替での納付となります。入所が決定した際には各金融機関に設置してあります「口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、ご自身でご提出ください。

4月分	4月30日(木)	10月分	11月 2日(月)
5月分	6月 1日(月)	11月分	11月30日(月)
6月分	6月30日(火)	12月分	12月25日(金)
7月分	7月31日(金)	1月分	2月 1日(月)
8月分	8月31日(月)	2月分	3月 1日(月)
9月分	9月30日(水)	3月分	3月31日(水)